令和6年2月9日

福津市議会

議長 髙山 賢二 様

総務文教委員会 委員長 秦 浩

総務文教委員会報告書

令和5年第6回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の 所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記 のとおり報告いたします。

記

- 調査事項
 随意契約の実態と課題について
- 期日 令和6年1月18日(木)
- 3. 調査の目的

随意契約の「透明性・公平性・競争性」を更に推進するための改善点等について提言するため、本市における随意契約の実態について調査した。

4. 調査結果

1)「随意契約ガイドライン」及び「プロポーザルガイドライン」について本市の「随意契約のガイドライン」は、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)にもとづき、「随意契約ができる場合」として9つの類型で整理している。いずれの場合であっても、言うまでもなく「地方公共団体が契約する契約は競争入札が原則であり、随意契約は地方公共団体が任意に相手方を選択して契約できる例外的な方法」であることが大原則である。また手続きの透明性・公平性・競争性を確保し明確とするもので、8つの留意事項を設けている。特命随意契約に特化したガイドラインはない。

本市の「プロポーザル方式による委託業務等の契約事務ガイドライン」で

は、定義、対象業務、実施手順等、受注者を確定する場合の手続きについて 必要な事項を定めている。その中でも課題と思われるのは、審査会設置にお ける学識経験者等の外部委員の扱いである。ガイドラインでは「学識経験者 等の外部の者を委員とすることも可能とする。」となっているものの、実態 は、決められた期日内での実施との制約の中、ほとんどの場合、市職員のみ で構成されている。今後は、他部署の職員を1名でも入れることで公平性を 担保することを検討していく考えである。

今後、ホームページでのガイドラインや随意契約の公表などで、透明性を 更に高める取り組みを検討している。

2)本市の随意契約の現状について

令和4年度契約の「工事」に関わる契約件数は 10 件であり、施行令 167 条の2第1項第6号(施工・実施できる者が一定数限定され、競争入札による手続きの煩雑さ等を考慮すると、随意契約が有利であり、競争入札に付することが不利になるため)に基づき随意契約したものが6件、同項第2号(施工・工事等が契約事業者しかできない等の理由による)に基づくものが4件である。

令和4年度契約の「工事以外」の契約件数は、285件である。その中で施行令167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が、競争入札に適しないもの」が232件と大部分を占め、次いで同項第3号「シルバー人材センター及び障がい者自立支援施設等から役務等の提供を受ける場合」の34件である。

令和4年度の部署別契約件数及び連続複数年契約件数(カッコ内の数字) は、総務部33件(17)、経営企画部24件(15)、市民生活部21件(11)、健康 福祉部44件(32)となっている。全体の約60%程度が複数年契約件数となっている。

運用の現状として、特命随意契約は所管部署による申請に基づき、総務課の合議としているが、特命の根拠等については所管の判断であり総務課は関与していない。また、委託先の業務遂行状況についても、所管課が業務報告書で管理・把握することとしている。随意契約の妥当性については、総務課契約検査係が所管課の起案内容をチェックしており、特命随意契約の継続の場合は、毎年度、契約理由のチェックをしている。

今後の特命随意契約の妥当性の検証・見直しのしくみづくりについては、 市は「妥当性を検証しうるか」との問題意識をもっており、現時点では想定 していない。 3)今後の特命随意契約から競争入札・プロポーザル方式への移行の考え方について

プロポーザル方式実施の可否については担当部署で判断する。総務課は担当部署がプロポーザルの実施を希望する場合、特に異を唱えることはしていない。またあえてプロポーザル方式の推奨や、切り替えを促すような指示もしていない。今後もその方針を継続する予定である。

プロポーザル方式は、恣意的な審査が行われているのではないかという疑念や、審査手順の煩雑さなどのデメリットも持っているとの市の認識である。 各部署からプロポーザルへの移行について相談を受けることは特にないが、プロポーザルの実施希望で具体的な手続き内容や日程の相談があるのが現状である。

- 4)特命随意契約委託先への各部署による業務遂行状況の確認方法について 発注業務における履行状況の確認および管理監督に関しては、契約担当部 署が行っている。確認方法は、定期的に当該施設を訪れての目視確認や定期 的に提出される業務報告書で確認している。必要があれば是正を要求すると いう事になっているが、総務課に関しては今まで特に現地確認などは行って いない。ただし今後については、年間1件程度になると思うが、当該施設の 現地確認や業務報告書等の確認を行い、必要があれば是正をお願いするとい った抜き打ち検査を、本年度末より実施する予定である。
- 5)特命随意契約の妥当性についての検証及び見直し体制を整備することについて

妥当性の検証については、担当部署が示す相手方を特命にする理由についての内容を確認し、適正であるかを判断する。その際に、特命にする理由が「経験豊富だから」や「精通している」といったことのみのようなあまりにも不適切な場合は追記修正を行うように指示する。それが出来ない場合は入札に付するというような指示を行うこととしている。

検証及び見直し体制の整備については、何か特別な体制を整えるようなことはしていない。ただし、特命随意契約については一度認められても次年度以降も引き続き同じ業者への特命が確約されることはない。契約手続に関しては毎年度、特命にする理由を明記して適切かどうかのチェックを受けることになる。その際に同業他社が存在するなど競争が可能な状況になり、特命にする理由が適切ではないという事になれば入札に切り替えることになる。入札審査委員会等の特別な審査会を立ち上げて別途協議するという事は考えていない。

6)随意契約において考えられる現状の課題について

特命随意契約については、①特命の理由が不適切なのに契約が行われるリスク②不当な価格での契約のリスク③業務遂行での責任感の欠如や完成度 水準の低下リスクなどがある。

価格の妥当性については多くの自治体が悩んでいる課題である。今後については、努力義務として可能な範囲で同業他社から見積もりを取り、金額の妥当性の確認や交渉の情報源とすることを推奨していくことを検討している。ただし同業他社見積りの取得については、不正な見積りの取得等の危険性もあるため強制することは考えていない。言い値で全て受け入れるような体制ではなく、しっかりと情報収集して価格の妥当性を確認したうえで、相手方と協議をするようにというような形で周知していきたい。

5. 委員会からの提言

- 1)今後、ガイドラインの公表などを検討することは一定の改善としてとらえるが、発注業務における履行状況の確認および管理監督に関しては、契約担当部署に任せている現状がある。今後抜き打ちチェック等で抑止力としていく考えだが、そもそも担当部署でどのような業務履行状況の確認をしているかの把握は必要である。他にも契約の妥当性確認や、検証・見直しを行う仕組みづくりが必要と考える。
- 2)プロポーザル方式について、審査員に外部の有識者を入れることにハードルがあるのは理解するが、プロポーザル方式の特性を活かし市民満足度を高めるためにも、審査員に外部の有識者を入れるなどの検討が必要である。
- 3)随意契約内容の公表については実施する予定という事だが、公表の仕方に ついては市民に分かりやすい形を考えていただきたい。
- 4)地方公共団体の契約は、入札が原則である。よって、現状の特命随意契約 について可能な限り内容を確認し、件数の減少に努めるべきである。また連 続複数年契約が長期化している事案については厳密な点検・チェックを行い、 正しく運用できているかを確認するしくみの構築が必要である。